

○基本施策6：仕事と生活の調和

施策	施策の目的	現状と課題	施策の方向性
<p>① 仕事と家庭の両立支援</p>	<p>○ 結婚・出産後も仕事と家庭の両立を図ることができるよう就業環境の整備を図る。</p>	<p>○ 女性の就業の望ましいあり方については、「結婚や出産と関係なく仕事を続ける」が増加し、「子どもができるまでは仕事を持ち、出産を機に退職し、子どもが大きくなったら再就職する」が減少している。 特に男性で「結婚や出産と関係なく仕事を続ける」が増加しており、男性の意識が変化してきていることが伺える。（※島根県少子化に関する意識調査）</p> <p>○ 結婚や出産を機に仕事をやめた経験の有無について、女性において「仕事をやめたことがない（現在も続けている）」が増加している。（※島根県少子化に関する意識調査）</p> <p>○ 仕事と子育ての両立に関して行政に期待する施策として「安定した雇用の確保」、「企業への働きかけ」が高い割合となっており、安定した雇用の確保や企業への働きかけを進めていく必要がある。</p> <p>○ 仕事と子育てを両立するために職場において必要な取り組みは「育児休業中の賃金その他の経済的給付の充実」、「子どもが病気やけがの時のための休暇制度の拡充」、「子育て中の者について、勤務時間の短縮や勤務時間の変更を柔軟に行う」、「育児休業などが気兼ねなく利用できる人的体制の整備や雰囲気作りを進める」が高い割合となっていることから、企業における就業環境の整備を図ることが重要であり、事業主への普及啓発の充実強化を図る必要がある。</p>	<p>○ 育児・介護休業法等の関係法制度等について、事業主・労働者等へ普及啓発を進め、仕事と家庭の両立が図られる職場環境づくりを促進することにより、仕事と生活の調和実現のための取り組みを推進する。</p> <p>○ 結婚して子どもを産み育てるというライフプランを描くことができるよう、地域産業の振興等により安定した雇用の場の拡大を図る。</p> <p>○ 結婚・出産・育児等により長期間離職した方に対する再就職支援を行う。</p> <p>○ 従業員の子育て支援を積極的に支援する企業を、認定（こころカンパニー）、表彰するなど、企業等における仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりを促進する。</p> <p>○ 男性の育児への積極的な参加、職場の上司等の子育てへの理解、支援を促進するための取り組み（イクメン、イクボス養成）を推進する。</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>基本理念Ⅲ、基本施策9、施策①、○子育て生活支援の充実を再掲</p> </div>
<p>② 働き方の見直し</p>	<p>○ 多様化する雇用形態や就業形態において、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）に配慮した働きやすい就業環境の整備を図る。</p>	<p>○ 「子育ては、やはり母親でなくてはと思う」という考えに肯定的な人の割合が約7割と、子育てに関しては依然として「女性が担うもの」といった固定的な性別役割分担意識が強いことが伺える。（H21男女共同参画に関する県民の意識・実態調査）</p> <p>○ 男性が仕事優先の働き方により家事や育児に十分参画することができないことが、女性の子育てに対する負担感を増大させる一因となっている。</p> <p>○ 併せて、将来的に予測される大幅な人口減少や高齢化の進展などにより、地域の産業を支える労働力の確保が重要な課題となっている。</p> <p>○ このため、子育てや介護など個人の置かれた状況に応じて、仕事と生活の調和の取れた多様で柔軟な働き方が選択できる社会が求められている。</p> <p>○ それぞれの雇用形態や就労形態において、労働者が仕事と生活のバランスがとれ、働きやすいものとなるよう、雇用環境の整備を進めていく必要がある。</p>	<p>○ 男性を含めたすべての人が、仕事と家庭生活のバランスがとれて、安心して働くことができるよう、「しまね生き生き職場宣言（平成22年3月、島根県五者宣言）」に基づき、島根労働局や関係機関と連携しながら個々人の生活等に配慮した働き方が選択できる職場環境の改善に向けた取り組み等の普及啓発を推進する。</p> <p>○ 仕事優先の意識や固定的な性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動を進める。</p>

■基本理念Ⅱ：子育て・子育てをみんなで支える地域づくり

○基本施策7：安心して子育てできるまちづくり

施策	施策の目的	現状と課題	施策の方向性
<p>① 良好な生活環境の確保</p>	<p>○ 公共施設のバリアフリー化、安全・安心で快適な住宅の供給等を図ることにより、子育てを支援する生活環境づくりを進める。</p>	<p>○ 誰もが安全かつ快適に暮らせるやさしいまちづくりの推進が求められていることから、「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」の普及・啓発など、住民、事業者、各種団体、行政等が連携のもと、一体となった取り組みを進める必要がある。</p> <p>○ 子育て世帯が安全・安心で快適な住生活を営むことができる低廉な住宅が不足していることにより子育て世帯の住居費に負担がかかっていることから、子育てに適した住宅の供給を進める必要がある。</p> <p>○ 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、子育て世帯を含むすべての人が安心して利用できる都市公園の環境整備を引き続き進めていく必要がある。</p> <p>○ 環境学習の場としての河川等の期待が高まっているため、地域住民の理解と協力を得ながら、人と自然とのふれあいの場を整備していく必要がある。</p> <p>○ 妊産婦等が入口近くの駐車スペースを利用できる「思いやり駐車場利用制度」について、普及を図っていく必要がある。</p>	<p>○ 入居資格の緩和や優先入居の取扱い、老朽化した県営住宅の建て替えに時に子育て支援施設（児童クラブ等）の併設の検討など、安全・安心で快適な住宅の供給を進める。</p> <p>○ 「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」の普及・啓発等による公共施設等のバリアフリー化の促進を図る。</p> <p>○ 都市公園において、子育て世帯等の利用上の利便性及び安全性の向上を図るため、都市公園のバリアフリー化を進める。</p>
<p>② 安全・安心なまちづくり</p>	<p>○ 通学路・公園等における防犯設備の整備・改善、地域住民等が行う自主防犯活動の促進、交通安全施設の整備、交通安全教育の実施等を通じて、子どもや親子づれにとって安全で安心できる環境づくりを進める。</p>	<p>○ 都市化や核家族化の進展に伴い、地域の連帯感や家族の絆が希薄化し、地域社会全体で子どもを守り育てる機能が低下している。通学路等における声かけ・つきまとい事案も継続して発生しているため、街頭防犯カメラの設置促進を継続する必要がある。</p> <p>○ 地域住民による子ども・女性みまもり活動の更なる推進が求められている。自主的なみまもり活動に積極的に参画してもらうためには、タイムリーな情報提供が効果的であり、各種広報媒体のほか、みこびー安全メール等のデジタルコンテンツを有効活用した情報提供を積極的に行う必要がある。</p> <p>○ 島根県は侵入犯罪や乗り物盗の被害時の無施錠率が全国的にワースト上位となっており、とりわけ自転車窃盗については、子どもの被害が多数を占めている。子ども世代からの鍵かけ意識の高揚は自転車窃盗事件だけでなく、侵入窃盗事件の被害防止をはじめとした、安全で安心なまちづくりに大きく寄与すると考えられることから、子どもの鍵かけ意識高揚が求められている。</p> <p>○ 交通事故による子どもの死傷者数は、減少傾向にあるが、過去5年間で約1,000人も子どもたちが交通事故の被害に遭っているほか、1名の尊い命が犠牲となっている。このため、信号機の設置や信号灯器のLED化など、安全・安心な交通環境を計画的に整備していく必要がある。</p> <p>○ 子どもを交通事故から守るため、関係機関・団体が一層連携し、地域と一体となって、保護者等も含めた交通安全教室を実施するなど、継続してきめ細やかな指導を行っていく必要がある。</p>	<p>○ 地域安全推進員、交通指導員、民生児童委員等の「みこびー安全メール」への加入を促進するなど、情報をタイムリーに共有できる取り組みを進める。</p> <p>○ 通学路や公園をはじめとした公共空間における防犯環境の整備・改善や地域住民等が行う自主防犯活動の活性化支援等を通じて、子育てする親にとっても、しまねの未来を担う子どもにとっても、安全で安心できるまちづくりを進める。</p> <p>○ 県内各校で行っている防犯教室を通じ、「子ども110番の家」や「子ども・女性みまもり運動登録事業者」等について紹介し、有事に備え場所について事前に確認しておくよう指導を行う。また、学校を通じ教職員やPTAへの周知も図り、「子ども110番の家」等との事前の顔合わせ、有事の際の打ち合わせ等を行う事を推奨していく。</p> <p>○ 段階的かつ体系的な交通安全教育の実施等を通じて、子どもや保護者等の交通安全意識の普及徹底を図り、安全で安心して暮らせる環境づくりを推進する。</p>

■基本理念Ⅲ:すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

○基本施策8:子どもを守り育てる仕組みづくり

施策	施策の目的	現状と課題	施策の方向性
<p>① 子どもと家庭の相談体制の強化</p>	<p>○ 子ども達を守るとともに、健やかな成長を保障するために相談体制の充実・強化を図る。</p>	<p>○ 妊娠や出産、育児に悩む者が気軽に相談できるような相談窓口の設置や、適切に支援機関につながる取組を強化していく必要がある。</p> <p>○ 要保護児童対策地域協議会は全市町村に設置されているが、構成機関相互の役割分担や連携、調整機関の機能強化により、協議会をより効果的に活用し、養育支援を必要とする子どもや家庭に適切に支援ができる体制をつくる必要がある。</p> <p>○ 子どもや家庭に関する問題が、複雑化、困難化している中、児童相談所の役割がますます大きくなっている。適切な対応を行うために、人員の確保や専門性の向上など体制強化を図る必要がある。</p> <p>○ 障がいの診断のつかない子どもへの支援が難しい状況にあることから、関係機関が連携を密にして取組を進めていく必要がある。</p> <p>○ 障がいがあるなど特別な支援が必要な子どもに対して、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、各種施策が体系的かつ円滑に実施することができるよう体制を整備していく必要がある。</p> <p>○ 特別支援学校の専門性は充実してきており、センター的機能における相談や訪問・助言回数は増加傾向にあり、特にセンター的機能の高等学校におけるニーズが高まってきている。一方で、高等学校における特別支援教育推進の現状が十分に把握できていない状況があるため、高等学校のセンター機能の関わりを深めていく必要がある。</p> <p>○ ひとり親家庭等が増加する中、就業、住宅、養育など様々な面で困難を抱えるひとり親家庭等の自立を推進するとともに、ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るためには、これまでの経済的支援中心の支援から、子育てと生活支援、就業支援、面会交流・養育費の確保などを含む総合的な支援が必要となっており、ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組みについての情報提供を行っていく必要がある。</p>	<p>○ 市町村の児童相談体制の強化を支援するとともに、児童相談所の専門性を高め、市町村をはじめ児童委員等の関係機関と連携しながら、子どもと家庭の相談に適切に対応できる体制を充実させる。</p> <p>○ 障がいのある児童又は心の問題を抱える児童がいる家庭が安心して地域生活を送ることができるよう相談支援体制を充実する。</p> <p>○ 市町村が配置するスクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関と連携を行い、体制の充実を図る。</p> <p>○ ひとり親家庭等に対して、母子・父子自立支援員による総合的な相談や、島根県母子・父子福祉センターによる各種相談を充実する。</p> <p>○ ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、市町村、関係機関と連携し相談支援体制の充実や施策・取組みについて情報提供し、総合的な支援を行う。</p> <div data-bbox="2101 1234 2801 1377" style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>・母子・父子自立支援員による総合的な相談 ・島根県母子・父子福祉センターによる各種相談事業</p> </div>

施策	施策の目的	現状と課題	施策の方向性
<p>② 児童虐待防止対策の充実強化</p>	<p>○ 児童虐待から子どもを守るため、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援と各段階で切れ目のない総合的な支援を行う。</p>	<p>○ 児童相談所及び市町村における児童虐待に関する新規の相談対応件数は、全国的に増加し続けており、虐待による死亡事例も後を絶たない状況です。県内の新規件数は、高止まり傾向にあったが、平成25年度は9年ぶりに200件を下回った。</p> <p>○ 児童虐待の種別としては、心理的虐待が最も多く、虐待者で最も多いのは実母となっている。</p> <p>○ 児童虐待の未然防止や早期発見のためには、乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、妊娠・出産・育児期に支援を必要とする家庭を早期に把握する必要がある。</p> <p>○ 特に支援を必要とする家庭については、養育支援訪問事業による支援を行い、必要に応じて児童家庭相談の窓口や要保護児童対策協議会につなげることが重要である。</p> <p>○ 児童虐待の発生や深刻化を予防するためには、妊娠期から、気になるレベルで早期に適切な支援を行うなど、妊娠・出産・子育てに関して相談しやすい体制を充実する必要がある。</p> <p>○ 乳幼児健康診査や予防接種などは、子どもの健康状態を確認でき、母親等の育児相談にも応じられる機会であることから、健康診査未受診等の家庭について、関係機関の連携により適切に子どもの状況把握等を行う必要がある。</p> <p>○ 児童虐待について早期に適切に対応するためには、市町村、児童相談所、保健所、学校、警察、医療機関などの関係機関がより一層、連携強化し、虐待の予防から早期発見・早期対応、親子の再統合、自立支援に向けた取り組みを強化する必要がある。</p> <p>○ 児童虐待の早期発見のためには、通告の義務や通告先、相談窓口などについて広く県民に周知し、虐待防止に取り組む機運の醸成を図る必要がある。</p> <p>○ 児童虐待による死亡事案等、重大事案が起こった場合には検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町村が行う検証を支援する必要がある。</p>	<p>○ 虐待の発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護及び支援を実施する。</p> <p>○ 保護者への指導及び支援の各段階において、保健・福祉・医療・教育・警察等の関係機関が連携し、切れ目のない支援を行い、子どもを虐待から守る地域ぐるみの支援体制の充実を図る。</p> <div data-bbox="2089 688 2783 827" style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>・母子・父子自立支援員による総合的な相談 ・関係機関との連携による支援</p> </div>

施策	施策の目的	現状と課題	施策の方向性
<p>③ 社会的養護体制の推進</p>	<p>○ 社会的養護体制の質・量の拡充を図る。</p>	<p>○ 平成23年7月、国は「社会的養護の課題と将来像」において、「社会的養護は、原則として家庭的養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要がある」とされ、社会的養護を必要とする子どもたちに「あたり前の生活」を保障していくことが重要であるとされた。</p> <p>○ 県内の社会的養護の状況は、里親委託率が全国的に比べると高いものの、児童養護施設等の大規模施設での養護の比重は、社会的養護全体の65%と半分以上を占めている。今後、県内の社会的養護が必要となる児童(以下、「社会的養護児童」という。)数は増加すると見込まれることから、県としても社会的養護の充実を図る必要がある。</p> <p>○ 県内の社会的養護の状況は、里親委託率が全国的に比べると高いものの、児童養護施設等の大規模施設での養護の比重は、社会的養護全体の65%と半分以上を占めている。今後、県内の社会的養護が必要となる児童(以下、「社会的養護児童」という。)数は増加すると見込まれることから、県としても社会的養護の充実を図る必要がある。</p> <p>○ 社会的養護児童には、虐待を受けたり、発達障がい、知的障がい、情緒障がい等のある児童が増えてきており、これらの児童の特性に応じた専門的ケアの充実及び、それを提供する人材の確保が必要になっている。</p> <p>○ 虐待のリスクの高い望まない妊娠等については、市町村や医療機関との連携により里親や養子縁組の制度周知をすることも必要である。</p> <p>○ 児童と保護者の間の親子関係再構築が進まず、つながりが希薄なまま、施設入所や里親委託が長引くことが少なくありません。また、社会的養護児童数の増加は、家庭や地域の養育力の低下が原因であると指摘される中、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える体制を構築する必要がある。</p> <p>○ 家族から離れて暮らす社会的養護児童にとって、施設や里親等は、安全で安心な生活の場である事が大切である。</p> <p>○ 社会的養護児童が社会において自立していけるように、入所中から退所後も、適切な援助を行う必要がある。</p> <p>○ DV被害の母子、経済的に困窮している母子等に対しては、児童相談所や女性相談員等、関係機関が連携した支援、母と子が一緒に生活しつつ支援ができる母子生活支援施設を活用した支援を行っていく必要がある。</p>	<p>○ 児童養護施設等の本体施設定員を減らし小規模化をすすめるとともに、地域小規模児童養護施設を設置し、地域分散化を図る。</p> <p>○ 家庭養護を推進するために、里親登録者を増やすとともにファミリーホームを新設し、里親委託の増進を図る。</p> <p>○ 虐待を受けた児童や障がいがある児童など、その特性に応じた個別対応が必要な児童に対し、専門的ケアの充実を図る。併せて、施設の小規模化に対応した人員を配置し、子どもの発達段階に応じたケアを行える人材を養成する。</p> <p>○ 家族機能の回復を図り、家庭復帰をすすめ、退所後のアフターケアを実施する。また、施設や里親の子育てに関する専門的知識・スキルを活かして、育児に不安を抱える保護者への支援や、市町村の実施する子育て短期支援事業の実施など、地域の子育支援の拠点となるような取り組みを行う。</p> <p>○ 被措置児童の虐待防止及び虐待が発生した場合の早期発見・早期対応及び再発防止策のシステム化を実施する。</p> <p>○ 社会的養護児童の職業観・勤労観を育成し、幅広い職業選択が図れるようにするとともに、退所後の就労や社会生活等が円滑かつ安定したものとなるような体制づくりを支援する。</p> <p>○ ひとり親家庭等に対して、母子・父子自立支援員による総合的な相談の充実を図る。</p> <p>○ 関係機関との連携、母子生活支援施設の活用等通じて、ひとり親家庭への支援を行う。</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・母子・父子自立支援員による総合的な相談 ・関係機関との連携による支援</p> </div>

施策	施策の目的	現状と課題	施策の方向性
④ 人権が尊重される社会の実現	○ すべての子どもの権利が尊重され、健やかな育ちが等しく保障される社会の実現を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待問題の深刻化、障がいのある子どもへの差別、ひとり親家庭等の子どもに対する偏見や差別等の問題を解決するために、県民自らが人権問題を自分自身の問題として捉え、人権尊重に向けて主体的に取り組む気運を醸成する必要がある。 ○ ひとり親家庭等を取り巻く地域社会の中で周囲の理解不足による孤立、就職に対する社会の無理解、住宅確保の困難等の問題等を解消するために、地域社会や事業主等への普及啓発を行っていく必要がある。 ○ 人格形成期において、他人を思いやる心、命の大切さ、ノーマライゼーションの理念、互いの差異を認めながらともに生きていくことの重要性など、豊かな人権感覚に裏付けられた「福祉の心」を育んでいく必要がある。 	○ 障がいのある者やひとり親家庭等に対する差別が解消され、児童の生命に対する固有の権利が保障され、教育を受ける権利等が差別なしに尊重され、確保される社会の実現を図る。

■基本理念Ⅲ:すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

○基本施策9:特に支援が必要な子どもや家庭への対応

施策	施策の目的	現状と課題	施策の方向性
<p>① ひとり親家庭の自立支援の推進</p>	<p>○ ひとり親家庭等が安心して暮らすことができるよう、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保、経済的支援等、総合的な自立支援を推進する。</p>	<p>○ 就業、住宅、養育など様々な面で困難を抱えるひとり親家庭等の自立を促進していく必要がある。</p> <p>○ 経済的支援中心の支援から、子育てと生活支援、就業支援、面会交流・養育費の確保、経済的支援等を含む総合的な対策へ転換していく必要がある。</p> <p>○ 相談窓口や支援策を知らないために、必要な支援が受けられないことがないよう、相談窓口や支援策を周知していく必要がある。</p> <p>○ 関係機関と連携して、必要な支援を的確に実施していく必要がある。</p>	<p>○ 子育てと生計の担い手という二重の役割を1人で担うひとり親家庭等の生活の安定を図り、経済的な自立に向け支援するとともに、子どもの心身の健やかな成長を支援するため、子育て・生活支援・面会交流・養育費の確保支援及び経済的支援を柱とした総合的な支援を行う。</p> <p>○ (子育て・生活支援) 仕事と子育ての両立には子育て・生活支援が不可欠であることから、子ども・子育て支援法に基づく支援策と、ひとり親家庭向けの支援策を組み合わせ、地域のひとり親家庭それぞれのニーズに応じて、母子家庭等日常生活支援事業、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援を推進する。</p> <p>○ (就業支援) ひとり親の多くが非正規雇用で働き、稼働所得が不十分であることや、就業の希望も様々であることから、個々のひとり親家庭の状況像に応じたきめ細かな就業支援に繋げることが必要である。各種職業訓練や就業支援給付金について広く周知し、市町村、島根県母子寡婦福祉連合会やハローワーク等との連携により、巡回相談や母子自立支援プログラムの積極的な活用を図り、より安定的な雇用や収入に結びつけることにより経済的自立が図られるよう支援する。</p> <p>○ (面会交流・養育費確保支援) 平成24年の民法一部改正施行により、協議離婚の際に父母が定める事項として「面会交流」と「養育費の分担」が規定されたが、その取り決め・履行は十分に進んでいない。子どもの自尊感情や心の安定をはぐむための養育費確保と面会交流の必要性について周知啓発を図るとともに、関係機関や民間団体との協力により、離婚に関する相談や届出などの機会を捉えて、専門家による無料法律相談の利用を促すなど、養育費と面会交流の確保に向け支援する。</p> <p>○ (経済的支援) ひとり親本人の年間就労収入は低く、母子のみならず父子家庭も経済的に厳しい状況に置かれている。ひとり親家庭にとって重要な経済的支えとなっている児童扶養手当について広く周知を図り、適切な支給を行う。また、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを希望するひとり親家庭に対し、生活の安定と自立への支援が図られるよう、福祉サービスの一環として母子父子寡婦貸付金を活用するとともに、貸付後のひとり親家庭の事情変化を捉えた適切な情報提供など、継続して支援を行う。</p> <p>○ (相談支援体制の充実) ひとり親家庭は、親族等の援助を十分に受けられず地域社会の中で孤立しているケースが多く、家庭の状況や抱えている課題を把握・整理し、個々のニーズに応じた支援メニューを適切に組み合わせることで総合的な相談・支援を行うことが必要である。そのため、個々のひとり親家庭のニーズに対応した子育て・生活支援や、就業自立支援制度につなげられるよう、適切な相談に対応するとともに、情報共有の充実に努める。併せて、市町村や関係機関との連携により、母子・父子自立支援員等の資質向上を図る。</p>

○（母子生活支援施設・児童相談所との連携）
相談対応の中で、養育に不安を抱える母子や、見守り・援助が必要な母子、経済的に困窮する母子に対しては、母子・父子自立支援員や児童相談所、母子生活支援施設と情報を共有し、連携して支援を行う。その際、母子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設の積極的な活用を働きかける。

● 子育て・生活支援の充実

- ・ 公営住宅における優先入居の推進
- ・ 保育所優先入所適用のための働きかけ
- ・ 母子家庭等日常生活支援事業等の実施
- ・ 母子生活支援施設における生活及び自立支援
- ・ 身元保証人確保対策事業

● 就業支援

- ・ 母子・父子自立支援員による就業相談
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業相談、就業支援講習会）
- ・ 母子自立支援プログラム策定事業
- ・ 母子家庭自立支援給付金事業
- ・ 母子家庭自立支援給付金、父子家庭自立支援給付金事業
- ・ 公共職業訓練の実施
- ・ 準備講習付き職業訓練
- ・ 関係機関（市町村、島根県母子寡婦福祉連合会、ハローワーク等）との連携による支援

● 就業機会の拡充

- ・ ひとり親家庭等の親の雇用に関する事業主への働きかけ
- ・ 企業への理解を進めるための、セミナー等の開催
- ・ 関係機関（ハローワーク、商工会、商工会連合会等）との連携による支援
- ・ 公共施設における雇用の促進

● 面会交流・養育費確保に向けた取り組み

- ・ 面会交流・養育費確保に向けた啓発の推進
- ・ 法律相談事業の実施
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター事業（養育費相談）
- ・ 関係機関（市町村、島根県母子寡婦福祉連合会、家庭問題情報センター等）との連携による支援

● 経済的支援の充実

- ・ 保育所保護者負担金の減免
- ・ 児童扶養手当の給付
- ・ 福祉医療費助成の実施
- ・ 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ・ 生活福祉資金の貸付
- ・ 各種減免制度・奨学金制度の実施

● 母子生活支援施設・児童相談所との連携

- ・ 母子・父子自立支援員による総合的な相談
- ・ 関係機関（市町村、児童相談所等）との連携による支援
- ・ 母子生活支援施設の活用

			<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり親家庭等への相談支援体制の充実 ・ 母子・父子自立支援員による総合的な相談 ・ 島根県母子・父子福祉センターによる各種相談事業
<p>② 障がい児への支援の推進</p>	<p>○ 市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、専門的かつ広域的観点からの支援を行うとともに、教育体制の整備を図る等総合的な取り組みを進める。</p>	<p>○ 障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制を構築していく必要がある。</p> <p>○ 各校種で連携した支援が実施されるようになってきているものの、中学校から高等学校の連携や、高等部卒業生の就労段階における支援が十分とはいえない状況があるため、支援を強化していく必要がある。</p> <p>○ 特別支援学校において、職業教育として外部人材を活用した進路学習の充実、キャリア教育の推進、就業支援として進路開拓や関係機関との連携に取り組んでいるが、知的障がい特別支援学校高等部の生徒の増加や障がい重度・多様化に伴い、現場実習先や職場開拓の拡充を行う必要がある。</p>	<p>○ 障がいの早期発見から療育、教育、就労等のライフサイクル全般において、関係機関の連携協力による体制を整備し、障がい児に対する適切な在宅サービスや経済的支援を行う。</p> <p>○ 様々な障がいの特性や必要な配慮に関する理解の促進を図り、障がい児が暮らしやすい地域づくりを進める。</p> <p>○ 発達障がいについては、発達障害者支援センターの機能を強化し、市町村を中心とした地域体制の整備、中核となる人材の育成、発達障がいに関する啓発や情報提供等を行い支援の充実を図る。</p> <p>○ 障がい児一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、そのニーズに応じた適切な教育的対応を図る。</p>